

農地法3条申請に必要な書類

共通

- | | |
|------------------------------|----|
| 1) 許可申請書 | 1部 |
| 2) 申請地の登記事項証明書（土地の登記簿）・・・法務局 | 1部 |
| 3) 公図・・・法務局 | 1部 |
| 4) 位置図 | 1部 |
| 5) 住民票（本籍又は国籍が入ったもの） | 1部 |

※内容によっては別途書類を提出いただく場合があります。

現住所と土地登記事項証明の住所が異なる場合・・・・・・・・・・戸籍の附表

申請書で許可要件等が判断できない場合（新規就農者、遠隔地の方等）・・・営農計画書など

権利の取得をしようとするものが法人の場合・・・・・・・・法人登記簿、法人の定款等

※農地の取得に当たっては以下の要件を満たす必要がありますのでご留意願います。

【農地の取得を許可する要件】

- 農地の権利を取得しようとする者又は世帯員等が保有している農地を含め全ての農地を効率的に耕作すること。
- 権利を取得する者が耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すること。
- 権利を取得する者が取得後に行う耕作等の事業が地域の農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこと。